別表第一の二第六号中(428)を(431)とし、(372)から(427)までを(375)から(430)までとし、(371)を(373)とし、その次に次のように加える。

(374)　N－｛(二－[(八S)－一・六・七・八－テトラヒドロ－二H－インデノ［五・四－b］フラン－八－イル］エチル｝プロパンアミド（別名ラメルテオン）の製剤であつて一錠中N－｛(二－[(八S)－一・六・七・八－テトラヒドロ－二H－インデノ［五・四－b］フラン－八－イル］エチル｝プロパンアミド八㎎以下を含有するもの

別表第一の二第六号中(370)を(372)とし、(58)から(369)までを(60)から(371)までとし、(57)を(58)とし、その次に次のように加える。

(59)　(三S)－三－アミノメチル－五－メチルヘキサン酸（別名プレガバリン）及びその製剤

別表第一の二第六号中(56)を(57)とし、(49)から(55)までを(50)から(56)までとし、(48)の次に次のように加える。

(49)　二－((六－[(三R)－三－アミノピペリジン－一－イル]－三－メチル－二・四－ジオキソ－三・四－ジヒドロピリミジン－一(二H)－イル}メチル）ベンゾニトリル（別名アログリプチン）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「ぶどう属植物（付表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の二の項植物の欄中「付表第五十二」の下に「及び第五十五」を加え、同表の付表に次のように加える。

五十四　南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十五　台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院規則九―四二―二九

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「地域活性化統合事務局長」の下に「、拉致問題対策本部事務局長代理」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則一一―八―二七

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年四月十六日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「国家公務員制度改革推進本部事務局次長」の下に「、拉致問題対策本部事務局長代理」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月十六日

消費者庁長官　内田　俊一

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク	名古屋市千種区稲舟通一丁目三十九番地	名古屋市千種区稲舟通一丁目三十九番地	平成二十二年四月十四日

○消費者庁・総務省告示第一号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十九条の規定に基づき、登録送信適正化機関として登録した財団法人日本データ通信協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十七条第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十二年四月十六日

消費者庁長官　内田　俊一

総務大臣　原口　一博

一　変更後の代表者の氏名

齊藤　忠夫

二　変更年月日

平成二十二年四月一日

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年四月十六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三五四二	二二、三、二六	山田　幸敏
三五四三	二二、三、二六	木崎新一郎
三五四四	二二、三、二六	長谷川次郎
三五四五	二二、三、二六	佐藤　誠司

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月十六日

消防庁長官　河野　栄

登録者番号	氏名又は名称
AFE―㉓―1117	株式会社名古屋マルヤマ
AFE―④―1118	アイリスソーコー株式会社
AFE―㉙―1120	植田蚊帳株式会社
CE―⑱―7056	ウラセ株式会社
CD―⑮―7057	株式会社新洋舎
F―㉙―1241	有限会社佳起建設
F―⑬―1242	ユナイテッドインベックス株式会社
FE―⑬―1243	ミリケン・ジャパン株式会社
FE―㉗―1244	日米礦油株式会社
FE―⑬―1245	株式会社DESSO JAPAN
FE―㉗―1246	株式会社オプロン
FE―㉓―1247	冨田商事株式会社
FE―⑬―1248	ジョルジオ アルマーニ ジャパン株式会社
E―㉝―43522	逢坂　勇
E―⑩―43529	株式会社住総
E―㉗―43534	富栄株式会社
E―⑬―43535	木下　誠
E―㊳―43536	株式会社パブリシティ創源